

2023 年のクラブールの改訂

Member Circular No. 15/2022

January 2023

こちらは、英文記事「[Amendments to Rules 2023](#)」（2023 年 1 月）の和訳です。

アシュアランスフォアニングン・ガード・イェンシディグおよびガード P.& I. (バミューダ) リミテッド（以下、総称して、または個々に「当組合」という）の加入船その他浮遊構築物の P&I 保険および FD&D 保険に関するクラブール（以下「クラブール（船舶）」という）ならびに可動式海洋施設の P&I 保険および FD&D 保険に関するクラブール（以下「クラブール（MOU）」という）に対する以下の改訂が当組合の理事会によって承認され、2022 年 2 月 20 日正午（GMT）に効力を生じます。

適用される再保険の条件への変更の結果として、とりわけロシアとウクライナの間で進行中の戦争の結果としての戦争関連カバーへの改訂により、クラブール（船舶）とクラブール（MOU）の両方において追加の変更が加えられます。これらの追加の変更は、すべての再保険条件が合意され、それに伴うクラブール（船舶）とクラブール（MOU）への変更がクラブの理事会によって承認され次第、通知されます。

クラブール（船舶） – P&I 保険

制裁条項

ロシアのウクライナ侵攻後に出現した困難な制裁の状況と、EU、英国、米国の制裁体制が完全に一致していないことにより、クラブール（船舶）への改訂が必要となりました。

最初の変更は、ロシア（および中国とフランス）が課する制裁を制裁条項の発動条件から除外することです。この変更は、EU、米国、および英国が制裁を課す一方で、他方でロシアが対抗措置として課する可能性がある制裁との間の潜在的な問題を軽減するためのものです。この変更は、2022 年 2 月 28 日にリリースされた Cefor Sanction Limitation and Exclusion Addendum に沿ったものとなっています。

2 番目の変更は、クラブとそのエージェント (Gard AS とその関連会社) が、制裁の対象となるリス

クにさらされないことを更に明確にするものです。現状の制裁条項の下では、クラブがリスクにさらされているかどうかと同条項が発動される条件となっていますが、改訂された制裁条項では、クラブまたはそのエージェントが、対象となるリスクにさらされているかどうかが発動条件となります。第1条のエージェントの定義も含まれています。

クラブルール（船舶）の制裁条項について、以下の改訂が行われました（改訂部分は取り消し線/下線で反映）:

第1条 – 定義

このルールにおいては、以下の用語または文言は、それぞれ次の意味を有するものとする。

エージェント

Assuranceforeningen Gard – gjensidig- もしくは Gard P.&I. (Bermuda) Ltd. への加入に関しては、エージェントとは Gard AS およびその関連会社を意味する。

第24条第3項 – 当組合による解約

「第24条第1項、第24条第2項および第25条第4項にかかわらず、かつ、これらに影響を及ぼすことなく、組合員が、加入船の旗国、当組合およびもしくはそのエージェントが登記上の事務所もしくは恒久的な事業所を有する国、~~大国、~~国際連合、または欧州連合、英国または米国が執るあらゆる形態の制裁、禁止または敵対的行為の対象となる危険に組合員または当組合およびもしくはそのエージェントをさらしたか、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、当組合は、当組合の判断により書面で通知することにより、すべての加入船についての加入を解除することができる。本第24条第3項において、~~「大国」とは、イギリス、アメリカ合衆国、フランス、ロシア連邦、および中華人民共和国のいずれかをいう。」~~

第25条第4項 – 解除

「第25条第1項、第25条第2項および第25条第3項にかかわらず、かつ、これらに影響を及ぼすことなく、当組合およびもしくはそのエージェントが登記上の事務所もしくは恒久的な事業所を有する国、~~大国、~~国際連合、または欧州連合、英国または米国が執るあらゆる形態の制裁、禁止または敵対的行為の対象となる危険に当組合およびもしくはそのエージェントを何らかの形でさらすような運送、貿易または航海において組合員がいずれかの加入船を使用した場合、当該組合員に対する当組合の保険は、当該組合員が加入したすべての加入船について解除する。本第25条第4項において、~~「大国」とは、イギリス、アメリカ合衆国、フランス、ロシア連邦、および中華人民共和国のいずれかをいう。」~~

第77条第2項 – 管理費、破産、制裁等

「当組合は、責任、費用または経費についてのてん補の提供、請求額の支払い、または利益の提供に

より当組合およびもしくはそのエージェントが管轄当局または政府による制裁、禁止、制限または敵対的行為を受ける可能性がある場合には、当該責任、費用または経費について組合員に補償しない。」

その他の条項

第 32 条一密航者、難民、または洋上での被救助者

現在、第 32 条と附則 V 2 vii の文言には違いがあります。附則は現在「海上での移民、難民、またはその他の人々の救助または救助の試み」に言及しています。海上で救助された人々に関する近年のケースにおいては、その人が難民であるか移民であるかについて組合員によって調査が行われていません。しかし、たとえ難民ではなく移民であっても、「海上で救助された人」の範疇に入ります。この表現には「難民」も含まれるため、「難民」と「海上で救助された人」を区別する必要はなくなりました。これを反映するために、第 32 条は次のように修正されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。:

「密航者、難民、または洋上での被救助者

当組合は、加入船に密航者、難民または洋上での被救助者が乗船していた結果、直接かつ相応に発生した費用および経費をてん補するものとする。ただし、組合員がかかる費用および経費について法的に有責である範囲またはかかる費用および経費が当組合の承認を得て発生したものである場合に限る。てん補範囲には、その結果生じた逸失利益または減価償却を含まない。」

第 43 条第 3 項一曳航

第 43 条の文言を、プール契約 (IG の再保険スキーム) の附則 V、パラグラフ 16 がプールの対象となる曳航契約に関して改訂されたことと一致させるために、第 43 条第 3 項は次のように改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。:

「当組合は、加入船が曳航する船舶その他の浮遊構築物、またはかかる被曳航物上の貨物その他の財物の滅失、損傷また残骸撤去に対する責任 (関連費用および経費を含む) はてん補しない。ただし、以下の場合を除く。

- a. 曳航またはその試みが海上の人命または財物の救助またはその試みを目的として行われた場合。
- b. 通常の業務として曳航に従事するという前提で加入船が曳航船として加入し、(組合員が当事者であるか否かにかかわらず) 当組合が承認した契約条件に基づいて曳航が行われた場合。

注: 1 当組合は、実質的な変更が加えられない限り、下記の標準契約条件を承認する。

- (a) 英国、オランダまたはスカンジナビアの標準曳航条件
- (b) "Towcon" または "Towhire"
- (c) ロイズの海難救助契約標準書式
- (d) Supplytime

2 当組合は、各当事者が自身の財物または設備の滅失または損傷、および自身の要員の生命の喪失および傷害について責任を負い、互いに求償しないという条項を契約に盛り込むことを期待する。

- c. 曳航開始前に当組合と担保の合意がなされた場合。」

第 49 条—加入船の没収

第 49 条の文言をプール契約の附則 V、パラグラフ 1 の改訂と一致させるために、次のように改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。

「関税法または関税規則の違反を理由として、法律上の権限を有する裁判所、法廷もしくはその他の当局によって加入船の没収措置がとられたことによる加入船の滅失、またはかかる没収措置に関わる過怠金に対する組合員の保険金請求について、当組合は、自らの裁量により、その全部または一部の支払いを承認することができる。ただし、

- a. 当組合からてん補を受けることができる金額は、いかなる場合においても、没収がされた日における加入船の拘束力のない市場価格を超えてはならない。
- b. 組合員は、船舶の没収の原因となる関税法令の違反を防止するために当組合が相当と認めるあらゆる措置を講じたことを当組合に納得させなければならない。
- c. 加入船に関する組合員の利益が最終的に剥奪されない限り、当組合はかかる保険金請求を考慮しない。
- d. 当組合は、その決定について理由を述べる義務を負わない。

第 59 条—特殊作業

第 59 条の文言をプール契約の附則 V、パラグラフ 18 の改訂と一致させるために、次のように改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。

「特殊作業

当組合は、浚渫作業、発破作業、杭の打ち込み、鉦井刺激、ケーブルもしくはパイプ敷設・建造・設置・保守作業、コア試料採取、採鉦、浚渫土砂の投棄および発電、および撤去作業の実施中に組合員に発生した責任、損失、費用および経費については、かかる責任、損失、費用および経費が以下のい

ずれかにより発生した場合には、P&I保険の下ではこれらをてん補しない。
以下略]

第82条第1項一保険金請求に関する義務

メンバーは、クラブが損失を計算や支払いをするため、またKYC (Know Your Customer) の履行義務を果たすために必要な文書と情報を提供する必要があることを明確にするために、第82条第1項は次のとおり改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。

「組合員は、以下の定めに従うものとする。

- a) 当組合に対するクレームの原因となりうる事象が発生した場合、また、加入船に関わる減失または事故についての正式調査があった場合は、これを速やかに当組合に通知しなければならない。
- b) 当組合に対するクレームの原因となりうる事象が発生した場合は、組合員が当組合に付保されている可能性のある一切の責任、損失、費用または経費を防止または軽減する目的で、妥当なあらゆる措置を取り、また継続して取らなければならない。この措置には、第三者に対する求償権の保全も含まれる。
- c) 第82条第1項 (b) に定める措置を取る前に当組合に通知し、可能であれば当組合と相談しなければならない。
- d) かかる事象に関連があり、かつ、本約款に従って付保された事象であるか否かを当組合が判断するため、また対象の補償額を査定し、決定し、支払うために必要なあらゆる書類および情報を速やかに当組合に提供しなければならない。
- e) 当組合または当組合が選任した者がその事象に関する情報を提供しようと当組合が判断する者と面談することを許可しなければならない。
- f) 当組合の事前の同意なく、当組合に付保している可能性のあるクレームについて責任を認めたり、解決したりしてはならない。」

附則V—免責額

附則Vが改訂され、メンバーが乗船中の負傷者または病人の治療を確保する目的で、または人命を救助する目的で船舶を離路させる場合などの状況での二重控除の適用が削除されました。具体的には、第31条に基づいて発生した請求と、第32条に基づいて海上で救助された人を乗船させることに関連する請求の免責額は削除されました(ただし、密航者が乗船したことに関連する費用の免責額はそのままです)。附則Vは次のとおり改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。

2 P&I保険

- a) P&I保険への一件の加入の下ですべての被保険者に生じた責任、損失、費用または経費の標準免責額は、以下のとおりとする(下記 (b) および (c) に従うことを条件とする)。
(中略)

vii) 離路

第31条に基づいて担保され、一事象から生じたすべての責任、費用および経費については0米ドル

viii) その他のP&I責任等

約款第 27条、第 28条、第 29条、第31条、第 34条、第 36条第 1項 (a)、第 37条(a)、第 38条および第 47条以外の条項に基づいて填補され、一事象から発生したすべての責任、損失、費用および経費については 7,000 米ドル。ただし、加入船に洋上で救助した人が乗船していた結果、組合員に責任、損失、費用および経費が発生した場合の、第32条のもとでてん補される責任、損失、費用および経費に対しては適用しない。~~第 31 条 および 第 32 条に基づいててん補される責任、損失、費用および経費に関する免責額については、組合員が洋上にいる移民、難民その他の人の救出または救出の試みによる関連費用および経費を負担した場合には、当組合は、都度、その裁量により、これを免除することができる。~~

クラブルール (MOU) – P&I 保険

制裁条項

クラブルール (船舶) の制裁条項への改訂をご参照ください。クラブルール (MOU) に関しても以下のとおり同様に改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。:

第 1 条 – 定義

このルールにおいては、以下の用語または文言は、それぞれ次の意味を有するものとする。

エージェント

Assuranceforeningen Gard – gjensidig- もしくは Gard P.&I. (Bermuda) Ltd. への加入に関しては、エージェントとは Gard AS およびその関連会社を意味する。

第 16 条第 3 項 – 当組合による解約

「第 16 条第 1 項、第 16 条第 2 項および第 17 条第 4 項にかかわらず、かつ、これらに影響を及ぼすことなく、組合員が、加入船の旗国、当組合およびもしくはそのエージェントが登記上の事務所もしくは恒久的な事業所を有する国、~~夫国~~、~~国際連合~~、~~または欧州連合~~、英国または米国が執るあらゆる形態の制裁、禁止または敵対的行為の対象となる危険に組合員または当組合およびもしくはそのエージェントをさらしたか、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、当組合は、当組合の判断により書面で通知することにより、すべての加入船についての加入を解除することができる。本第 24 条第 3 項において、「~~夫国~~」とは、~~イギリス~~、~~アメリカ合衆国~~、~~フランス~~、~~ロシア連邦~~、および~~中華人民共和国のいずれかをいう。~~」

第 17 条第 4 項 – 解除

「第 17 条第 1 項、第 17 条第 2 項および第 17 条第 3 項にかかわらず、かつ、これらに影響を及ぼすことなく、当組合およびもしくはそのエージェントが登記上の事務所もしくは恒久的な事業所を有する国、~~大国~~、~~国際連合~~、~~または欧州連合~~、~~英国~~または~~米国~~が執るあらゆる形態の制裁、禁止または敵対的行為の対象となる危険に当組合およびもしくはそのエージェントを何らかの形でさらすような運送、貿易または航海において組合員がいずれかの加入船を使用した場合、当該組合員に対する当組合の保険は、当該組合員が加入したすべての加入船について解除する。本第 25 条第 4 項において、~~「大国」とは、イギリス、アメリカ合衆国、フランス、ロシア連邦、および中華人民共和国のいずれかをいう。~~」

第 51 条第 2 項 – 違法取引および制裁

「当組合は、責任、費用または経費についてのてん補の提供、請求額の支払い、または利益の提供により当組合およびもしくはそのエージェントが管轄当局または政府による制裁、禁止、制限または敵対的行為を受ける可能性がある場合には、当該責任、費用または経費について組合員に補償しない。」

その他の条項

第 2 条第 3 項 – 担保

クラブルール（船舶）では、船舶の運航に直接関連して発生した責任、損失、費用および経費、また FD&D カバーの場合は船舶の取得または処分について保険カバーを提供する旨明記されています。しかし、クラブルール（MOU）では、MOU の取得または処分に関連してカバーが提供されることは明記されていません。この不一致を変更するために、クラブルール（MOU）第 2 条第 3 項が次のように改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。:

「組合員に生じた責任、損失、費用または経費は、以下に該当する場合にのみ担保される。

- a. 加入船の運航 (FD&D 保険の場合にあっては、船舶の取得または処分を含む) に直接関連して生じること。運航には 1 つまたは複数の供給基地での活動が含まれるものとみなされるが、そのような活動が加入船の運航、および加入船と供給基地または基地の近くの港または空港との間の輸送に直接関連していることを条件とする。
- b. 組合員が加入船上に持つ利益について生じること。
- c. 加入船が該当する危険につき組合員に加入している期間中に発生した事故から生じること。

第 22 条 – 密航者、難民、または洋上での被救助者

クラブルール（船舶）の第 32 条への改訂をご参照ください。クラブルール（MOU）に関しても以下のとおり同様に改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。:

「密航者、難民、または洋上での被救助者

当組合は、加入船に密航者、難民または洋上での被救助者が乗船していた結果、直接かつ相応に発生した費用および経費をてん補するものとする。ただし、組合員がかかる費用および経費について法的に有責である範囲またはかかる費用および経費が当組合の承認を得て発生したものである場合に限る。てん補範囲には、その結果生じた逸失利益または減価償却を含まない。」

第54条—戦争危険

クラブルール（船舶）では、戦争危険の除外はP&Iカバーにのみ適用する旨明記されています。しかし、クラブルール（MOU）の文言には、そのようには明記されていません。この不一致を変更するために、クラブルール（MOU）第54条が次のように改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。

「当組合は、以下のいずれかに起因して損失または損害、負傷、疾病もしくは死亡その他の事故が発生して、これにより責任が生じ、またはかかる損失、費用もしくは経費が発生した場合（組合員またはその使用人もしくは代理人の過失が寄与したか否かを問わない）、P&I保険の下ではかかる責任、損失、費用または経費はてん補しない。

（以下略）」

第62条第1項—保険金請求に関する義務

クラブルール（船舶）の第82条第1条への改訂をご参照ください。クラブルール（MOU）に関しても以下のとおり同様に改訂されました(改訂部分は取り消し線/下線で反映)。

「1. 組合員は、以下の定めに従うものとする。

- a) 当組合に対するクレームの原因となりうる事象が発生した場合、また、加入船に関わる減失または事故についての正式調査があった場合は、これを速やかに当組合に通知しなければならない。
- b) 当組合に対するクレームの原因となりうる事象が発生した場合は、組合員が当組合に付保されている可能性のある一切の責任、損失、費用または経費を防止または軽減する目的で、妥当なあらゆる措置を取り、また継続して取らなければならない。この措置には、第三者に対する求償権の保全も含まれる。
- c) 第62条第1項 (b) に定める措置を取る前に当組合に通知し、可能であれば当組合と相談しなければならない。
- d) かかる事象に関連があり、かつ、本約款に従って付保された事象であるか否かを当組合が判断するため、また対象の補償額を査定し、決定し、支払うために必要なあらゆる書類および情報を速やかに当組合に提供しなければならない。

- e) 当組合または当組合が選任した者がその事象に関する情報を提供しうると当組合が判断する者と面談することを許可しなければならない。
- f) 当組合の事前の同意なく、当組合に付保している可能性のあるクレームについて責任を認めたり、解決したりしてはならない。」

最新版のクラブルール（船舶）およびクラブルール（MOU）は、更改日である 2023 年 2 月 20 日までに www.gard.no 上で公表されます。

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](http://www.gard.no)までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad

CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

Gard AS, P.O. Box 789 Stoa, NO-4809 Arendal, Norway Tel: +47 37 01 91 00, Fax: +47 37 02 48 10,
Outside office hours: +47 90 52 41 00

For and on behalf of an entity of the Gard group comprising, inter alia; Gard P. & I. (Bermuda) Ltd, Assuranceforeningen Gard - gjensidig - and Gard Marine & Energy Limited. Gard AS is registered as an insurance intermediary by the Norwegian Financial Supervisory Authority. Company Code : 982 132 789